



今月は、雇用をするときに知るべきこととして、税務面から「源泉所得税の手続きの流れ」と、組織を運営する上で欠かせない「ビジョンの浸透」についてまとめています。

<今回の内容>

1. 源泉所得税。その手続きの流れとは P.1
2. 組織にビジョンを浸透させる P.3

平成30年9月1日発行

第 43号

ナイター観戦のビールが一段とおいしい季節になりました！

雇用を考えるとき、知るべきこと

EMP通信 発行者:EMP税務会計事務所・EMP行政書士事務所

源泉所得税。その手続きの流れとは

■ はじめに

今月もトラ社長の出番はつづきます！



MQ会計をうまく活用して順調に利益アップしてきた甲子園レストラン。トラ社長も忙しくなったので、ついに従業員を雇うことにしました！

そこで、ふと気になることが。



会社員時代、なんや色々引かれてたけど、あれってどうしたらええんやろ？
人を雇ったら、絶対やらかなあんの？

一般的に、従業員が給与から引かれるものには、次のものがあります。

- ・ 健康保険料
- ・ 雇用保険料
- ・ 厚生年金
- ・ 住民税
- ・ 所得税(源泉所得税)



今回は、このうちの『所得税(源泉所得税)』についてお伝えしていきます。

■ 所得税と源泉所得税は、ちがうの？

所得税は、【個人が、その年の1/1～12/31の一年間で得た所得】に対して課税される税金です。

所得を『儲け』って考えると、分かりやすいですね(^)！

従業員ではない人(=自営業者)は、所得税の計算・申告(確定申告ですね！)・納付までをすべて自分で行います。

一方、従業員の場合は、会社が、支払った『給与』に対して所得税の計算・天引き・そして年末調整までしてくれています。

つまり、**会社が個人の代わりに所得税の手続きを行っている**ということなんです。

どうして会社が代行するのかというと、所得のある人全員が個人で手続きをすると、税務署がものすごく混んでしまうので、税務署側が業務をスムーズに行うためという意図があります(^.^)。

この天引きされた所得税こそが、『源泉所得税』の正体です。「源泉徴収税」と呼ばれることもありますが、中身はすべて同じ所得税なんです。



でも、所得税が天引きされる対象となるのは従業員に限った話ではありません。

会社は、**個人事業主**(法人を設立せずに事業を行っている個人のこと。士業やデザイナーなどの自営業者)に対して支払った『報酬』についても、**所得税を差し引いた残額を支払う**ことになっています。

ちなみに、支払った相手が法人の場合は、所得税を差し引く必要はありません。

個人事業主が収入に対して所得税を支払っているように、法人も利益に対して法人税を支払っているからです。



■ 任意？それとも義務？

ここまで聞いていたトラ社長、どうやら気がかりなことがあるようで…。



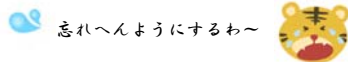
それはそうと、この天引き云々の手続きって、任意か義務かどっちやねん。

めんどくさそうやし！

トラ社長が気になるのもごもつともです。会社側からすると所得税の手続きを踏まなければいけない分、手間が増えただけのように見えてしまいますね。

しかし、結論を言うと、所得税の手続きを代行することは会社側の義務となっています。

給与や報酬を支払うときには、忘れずに意識してくださいね！



忘れへんようにするわ～

！ 会社(=お給料・報酬を支払った側)は、所得税の手続きを代行しなければいけません。

■ 所得税の計算方法

所得税には、納税者のそれぞれの事情(扶養家族、親族の人数、医療費や保険料など)に応じて、税金の

負担を軽減するための控除制度があります。

ざっくり言うと、総支給額からこれらの控除を差し引き、そこに一定の税率をかけて計算していきます。(細かな話になるため、今回は割愛します(^.^。))

■ どうやって納付するの？

従業員の給与や個人事業主に払った報酬から天引きした源泉所得税を納付する方法は、2つあります！

💡 原則

給与や報酬を支払った月の翌月10日までに、税務署に納付書を添付して納める方法です。



預かった所得税を毎月納付するってことやねんな！

💡 特例

従業員が10人未満の場合、特例による納付方法も可能です。

こちらは、半年に1回まとめて納める方法です。

！ 特例による納付時期

1月～6月の所得税の納付期限…7月10日まで

7月～12月の所得税の納付期限…翌年1月20日まで

※ 納付期限が土・日・祝の場合は、休日明けが納付期限になります

■ ペナルティは誰にある？

ここで問題です！

預かった所得税を会社が払い忘れてしまったら、どうなると思いますか？
誰にペナルティが生じるでしょうか。



納付期限に税金を納めなかった場合はペナルティとして、『不納付加算税』や『延滞税』を納めなければいけません。

従業員の給与に対してかかる税金であっても、ペナルティは、預かった所得税を払い忘れた会社側に課せられます。

逆に、税額を間違っ多く納めてしまった場合は、税務署からは指摘してもらえません。なので、もしも多く納付したことにあとで気が付いたときは、会社側から税務署に対して還付請求を行う必要があります。



払い忘れへんように気をつけなあかんし、間違わへんようにせなあかんあ…

■ 従業員の人生をサポートする年末調整

こうして会社側は、毎月所得税の金額を計算し、預かった所得税を税務署に代わりに納付してあげているわけですが…、実はこの所得税額って、あくまで**概算**なんです。



なんやと～～！

今まで計算して納付してきた手間はなんやってん！！



トラ社長が怒ってしまうのも、無理はありませんね(^-^);。

『年末調整』は主に従業員の人が対象で、毎月行っている所得税の計算よりも、個人の事情をもう少し具体的に考慮しながら所得税を計算し、決定することです。

年末調整を行うことで得られるメリットは、

一人ひとりの状況や事情に応じて所得税の額を減らすことができるという点です。



例えば、その年の途中で扶養する親族が増えたり、マイホームを購入して住宅ローンを組んだり、地震保険料を払っていたり…というような場合には、年末調整のときに税額控除を受けることができます。

なので、12月に会社側が年末調整をした結果、その年に納めた所得税が払いすぎている場合は、払いすぎた分が返ってきます(*^^)v。

(逆に言うと、その年に払うべき所得税額に対して不足している場合は、年末調整のタイミングで不足分を徴収されます…)

会社側にとっては、毎月の所得税の計算に加えて年末には年末調整もしなければならぬことで、ただただ手間が増えていくだけのように見えてしまうのですが、

「会社に携わる従業員一人ひとりの生き方に応じたサポートが『年末調整』を通じてできている」とも考えることができますね。



なるほどな～
そう考えたら、頑張りがいもあるなあ！

組織にビジョンを浸透させる

■ 「広める」ではなく、「浸透させる」意識

従業員が増えて組織として機能するようになると、自分のビジョンを組織に広めていくことを考え始める社長は、案外多いのではないのでしょうか。

しかし、ただ「広める」だけでは、社長が思う理想の組織に

■ 年末調整の流れ

毎年11月～翌年1月にかけて行われる年末調整の流れは、図で表すとこんな感じですよ！

年末調整の流れ



■ 次の年末調整から、税制改正による変更点あり！

今回は、源泉所得税についての知識と簡単な流れを中心に説明していましたが、いかがでしたでしょうか(^-^)

今はまだ8月ですが、11月頃になると今年も年末調整の時期がやってきます。

次の年末調整からは、配偶者控除・配偶者特別控除の税制改正に伴い、いくつか変更点があります。

タイムリーな時期を見計らってニュースレターでわかりやすく紹介していきますので、ご期待ください！



近づくことが難しいのが現実です。どうしてだと思いますか(^-^)?

社長はビジョンの実現や目標達成のために組織を今よりいいものに変えていこうと、一生懸命、従業員に伝えますよね。

図にすると、こんな状態です。



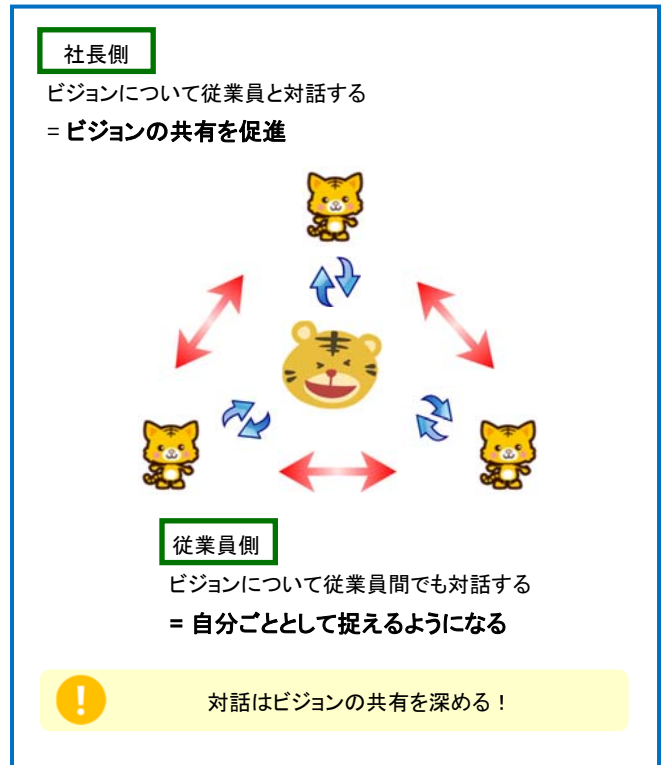
(*)オートクライン … 声に出して話すことで自らの思考を再認識し、より深く理解できるようになること。

社長のビジョンを一方的に聞いているだけなので、従業員は社長の話すビジョンを「自分たちのもの」として考えることができません。

一方、社長はビジョンを従業員に伝えるために一生懸命話すことで『オートクライン』が起こり、ますますビジョンが明確化されるのです…！

これでは双方のギャップが増すばかりで、ビジョンを広めるどころか、それ以前の問題になってしまいますね(+_+)。

一方、下の図は、ビジョンを「浸透させる」ひとつの例です。



双方の対話によって、ビジョンの共有が進んでいます。

今度は従業員にも『オートクライン』が起きるので、組織にビジョンをしっかりと浸透させていくことができるんです。

ビジョンを共に共有することで、「社長のビジョン」から「私たちのビジョン」に昇華できるころ、きっと会社はさらに大きく成長しているはずですね。



がんばるで～！

(ニュースレター本文 幅司)

編集後記

■ 私事です、先日野球観戦に行きました。選手や監督はもちろん、ファンや、裏方のスタッフの方々…人の数だけ人生があると言いますが、これだけ多くの人がひとつになれる一体感は、肌で感じるたびに心震えるものがあります。■ 私が最員の球団は、昔はずっと弱くて、野手と投手の仲が傍目からみても良くなく、選手は個人成績に走りがちだったし、FAのたびに抜かれ、球場へいつ行っても

ガラガラな時期もありました(もちろん昔は昔の良さがあり、好きなどころもあります!)。■ 変化をみてきた一野球ファンとして思うのは、『どんな状況からでも、より良い組織に変えていくことは必ずできる』ということです。

■ **組織力は、会社の筋肉**です。経営者の方を孤独な状態にせず、組織づくりから一緒にお手伝いできるEMPスタッフでありたいと思っています。

■ まだまだ暑い日が続きますが、熱中症にはご注意くださいね(^^)!



EMP税務会計事務所
EMP行政書士事務所
株式会社オフィスEMP

〒530-0047 大阪市北区西天満5-6-10

富田町パークビル207号

TEL : 06-6316-3755 ・ FAX : 06-6316-3756

MAIL : info@office-emp.com

Web : http://www.office-emp.com

[取扱業務]

- 事業計画、キャッシュフローコンサルティング
- 税務顧問・税務調査対策
- 法人設立
- 各種セミナー
- ITコンサルティング、HP作成、SEO対策など

